

脱炭素社会実現に向けた
省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム
個別課題推進スキーム

2022年度追加公募 公募要領簡易まとめ表

応募に関する情報を一覧にしてまとめました。
リンクをクリックすると公募要領内の該当ページにジャンプできます。

事業種別	助成事業（詳しくは こちら をクリック） <u>技術開発費＝NEDO助成費（税抜）＋実施者負担</u>
対象技術	エネルギー（燃料、熱、電気）の <u>国内消費量</u> を削減する技術開発 <u>削減量は2040年度時点で10万kL/年（原油換算値）</u> 計算方法は こちら をクリック
対象事業者	<u>日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人</u> ※大学等の単独提案は不可。詳しくは こちら をクリック
応募フェーズ	① 実用化開発： <u>3億円／件・年（2/3又は1/2以内助成）、5年以内</u> ② 実証開発： <u>5億円／件・年（1/2又は1/3以内助成）、3年以内</u> ※①～②は組み合わせ可能。詳しくは こちら をクリック
受付期間	オンライン提出のみ： <u>2022年7月25日(月)～2022年8月24日(水)正午</u> Web 入力フォームから、必要情報の入力と応募書類（4. 応募方法(1)応募書類）のアップロードを行ってください。 ＜Web 入力フォーム＞ https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qu2kwahk8ze ※他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
問い合わせ先	不明点等ございましたら、 shouene@nedo.go.jp までご連絡ください。

【提出時（Web 入力フォームへの書類アップロード時）の注意事項】

- 再提出は原則、受け付けません。万が一、提出した書類について差し替えが必要になった場合は問い合わせ先のメールアドレスまで差し替え後のファイルを送付してください。
- アップロードファイル名は、20 字以内を目安としてください。
- アップロードするファイルは、様式 1, 2 はエクセル形式、様式 3 はパワーポイント形式、それ以外のファイルは様式ごとに PDF 形式にしたうえで、一つの zip ファイルにまとめてください。

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※当公募要領は、標記の事業に対してのみ有効です。

2022年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術 の研究開発・社会実装促進プログラム 個別課題推進スキーム 追加公募要領

本公募要領はNEDOのホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>) の
実施者募集（公募）サイトからダウンロードすることができます。

■応募書類受付期間

NEDO HP提出：2022年7月25日(月)～2022年8月24日(水)正午

■省エネルギー効果量の事前確認期間

NEDO メール提出：2022年7月25日(月)～2022年8月17日(水)正午

＜お問い合わせ＞

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実
装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】 お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2022年7月25日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

目次

1. 事業の概要	1
1-1. 背景	1
1-2. 目的	1
1-3. 事業内容	1
(1) 対象となる「エネルギー」	1
(2) 重要技術	1
(3) 個別課題推進スキームにおける技術開発フェーズ	2
(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査	4
1-4. 事業規模	5
1-5. 交付規程	5
1-6. その他	5
2. 応募要件	5
2-1. 助成対象事業者	5
2-2. 助成対象事業	6
2-3. 実施体制	6
2-4. 必要とされる省エネルギー効果量	6
2-5. 助成対象費用	7
2-6. 助成率及び助成金の額	8
3. 提出期限及び提出先	8
3-1. 省エネルギー効果量算定の事前確認について	8
3-2. 提出期限	8
3-3. 提出先	8
4. 応募方法	8
4-1. 応募書類の提出方法及び提出時留意事項	8
4-2. 応募書類作成における注意事項	10
4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合	12
4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録	12
5. 公募説明会の実施	13
6. 秘密の保持	13
7. 助成先の選定について	14
7-1. 審査の方法	14
7-2. 審査基準	14
7-3. 審査結果の通知及び公表	16
7-4. スケジュール	16
8. 採択された場合の流れ及び注意事項	16
8-1. 助成金の交付申請及び交付決定	16
8-2. 助成事業の実施	17
8-3. 助成事業の終了後	20
9. 問い合わせ	21
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート	21
11. その他	22

< 添付資料 1 >	23
< 添付資料 2 >	27
< 添付資料 3 >	29
< 添付資料 4 >	32
< 添付資料 5 >	33
< 添付資料 6 >	38

【ご注意】

本事業への応募には、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への 登録及び応募基本情報の申請が必要です。

応募者は、応募書類を提出される前までにe-Rad へ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しログインIDを取得した上で、応募内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radシステム上でも申請する必要があります。所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、時間に十分余裕をもって行ってください。詳細はe-Radポータルサイトを参照ください。また、システム操作等で不明な点は、「e-Rad ヘルプデスク」にお問い合わせください。

e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Radサービス時間：0:00～24:00（平日、休日とも）

*e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ

e-Rad ヘルプデスク：Tel: 0570-066-877

受付時間：9:00～18:00（平日）土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」
(個別課題推進スキーム)に係る2022年度追加公募について
(2022年7月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム(以下、本事業という。)」を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発・技術開発を行う民間事業者等を以下の要領により募集します。

記

1. 事業の概要

1-1. 背景

我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。

気候変動問題へのこうした対応に加え、我が国のエネルギー需給構造の抱える課題の克服のため、第6次「エネルギー基本計画」(2021年10月閣議決定)が策定され、2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年に向けた政策対応により構成された、今後のエネルギー政策の進むべき道筋が示されました。

以上の観点から、NEDOとしても、2050年のカーボンニュートラルを見据え、2030年度目標を踏まえた省エネルギーポテンシャルの更なる深掘りを目指し、革新的な技術開発の促進、実用化支援、普及拡大等に取り組んでいく必要があります。

1-2. 目的

我が国における脱炭素社会を実現しつつ、産業競争力の強化に寄与することを目的としています。

本事業ではNEDOが策定した基本計画及び2022年度実施方針に基づき、経済産業省及びNEDOが定めた現行の「省エネルギー技術戦略」に掲げる産業、家庭・業務、運輸部門等の省エネルギーに資する「重要技術」を中心に、技術開発を推進します。特に、イノベーションの重要な担い手である中小・ベンチャー企業等を支援する観点から助成率や審査(加点)において優遇しております。

1-3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に定められたエネルギー(燃料、熱、電気)を対象としており、本事業では、省エネ法に基づくエネルギーの大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。

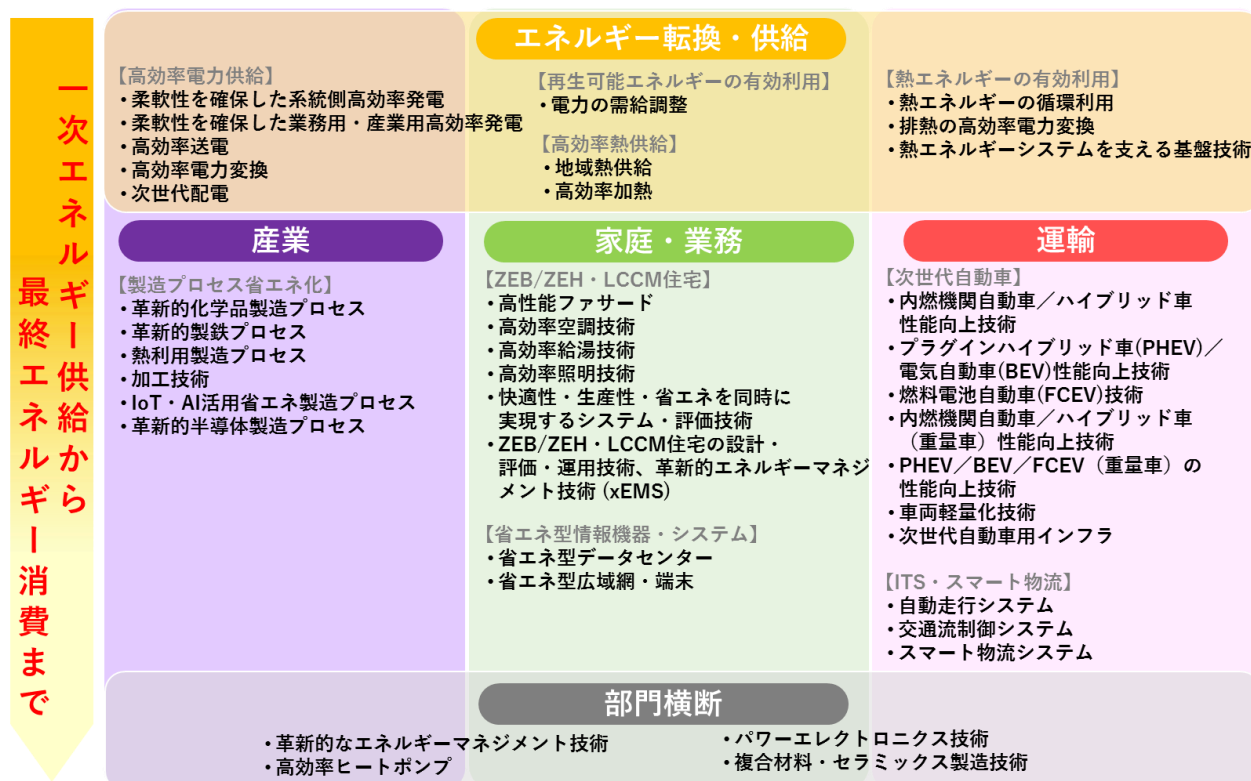
例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。省エネ法の詳細に関しては、経済産業省資源エネルギー庁の下記ウェブサイトを参照してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/

(2) 重要技術

経済産業省及びNEDOが策定した「省エネルギー技術戦略」における「重要技術」に係る技術開発テーマを優先的に採択します。この「重要技術」一覧を、＜添付資料1＞に示します。

省エネルギー技術戦略における「重要技術」



省エネルギー技術戦略における「重要技術」

https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html

(3) 個別課題推進スキームにおける技術開発フェーズ

本公募の個別課題推進スキームにおいては実用化開発フェーズ及び実証開発フェーズのみを対象として公募します。2つの技術開発フェーズを組み合わせた提案も可能です。技術開発フェーズ移行時にはステージゲート審査を実施し、高い成果と十分な省エネルギー効果が見込まれる技術開発テーマに対してシームレスに支援を行います。

＜実用化開発フェーズ＞

対象：脱炭素社会の実現に向け、既に企業や大学等有している技術やノウハウ等をベースとして省エネルギーに資する応用・転用を図る技術開発であり、かつ本開発終了後、原則として3年以内に製品化を目指す実用化開発が対象です。

技術開発費上限：3億円／件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

（ただし、実用化開発フェーズから提案し、本フェーズを事業期間1年とする場合は、2023年6月までの費用を上限の対象とします。）

助成率：2／3又は1／2＊以内

事業期間：5年以内

3年及び4年の事業の場合は2年目の終了前に、5年の事業の場合は3年目終了前

に中間評価を行い継続の可否を決定します。
 他の技術開発フェーズと組み合わせる場合は、事業期間 1 年でも可とします。
 （ただし、実用化開発フェーズから提案し、本フェーズを事業期間 1 年とする場合は、事業終了年月日を 2023 年 6 月末とします。）

＜実証開発フェーズ＞

対象：事業化前段階にある省エネルギー技術について、事業化の阻害要因の克服やより着実な事業化実現のために、実証データを取得するなどの技術開発であり、かつ本開発終了後、原則として 2 年以内に製品化を目指す実証開発が対象です。

技術開発費上限：5 億円／件・年（NEDO 助成費+実施者負担分）

助成率：1／2 又は 1／3* 以内

事業期間：3 年以内

3 年事業の場合は、2 年目の終了前に中間評価を行い継続の可否を決定します。
 他の技術開発フェーズと組み合わせる場合は、事業期間 1 年でも可とします。

※助成事業者が大企業*の場合は低い方の助成率を適用します。提案時点の企業情報に基づき、判断します。

*大企業とは下に定義する中堅企業及び中小・ベンチャー企業を除いた企業

*中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注 1）、かつ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種※ ¹	資本金基準※ ²	従業員基準※ ³
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令第 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注 2）が 1, 000 人未満又は売上高が 1, 000 億円未満

のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているもの（みなし大企業）とします。（なお、株式会社以外の企業については、別途お問い合わせ下さい。）

- ・発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数の3分の2以上が複数の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注3) 大企業とは、(ア) から (エ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

技術開発フェーズは組み合わせることが可能です。なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

本事業では「ステージゲート審査」を導入しています。複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合、次の技術開発フェーズに進む際は「ステージゲート審査」を行います。その審査結果に基づいて、次の技術開発フェーズに進むか（技術開発費上限の見直しを含む）、非継続（次の技術開発フェーズに進まず終了）とするかについてNEDOが決定します。なお、次の技術開発フェーズに進む場合には、NEDOから条件を付す場合があります。

また、「実用化開発」を3年及び4年の事業を行う場合は2年目終了前に、5年の事業を行う場合は3年目終了前に、「実証開発」では3年の期間で事業を行う場合は2年目終了前に、それぞれ「中間評価」を行います。その評価結果に基づいて、継続か非継続かについてNEDOが決定します。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

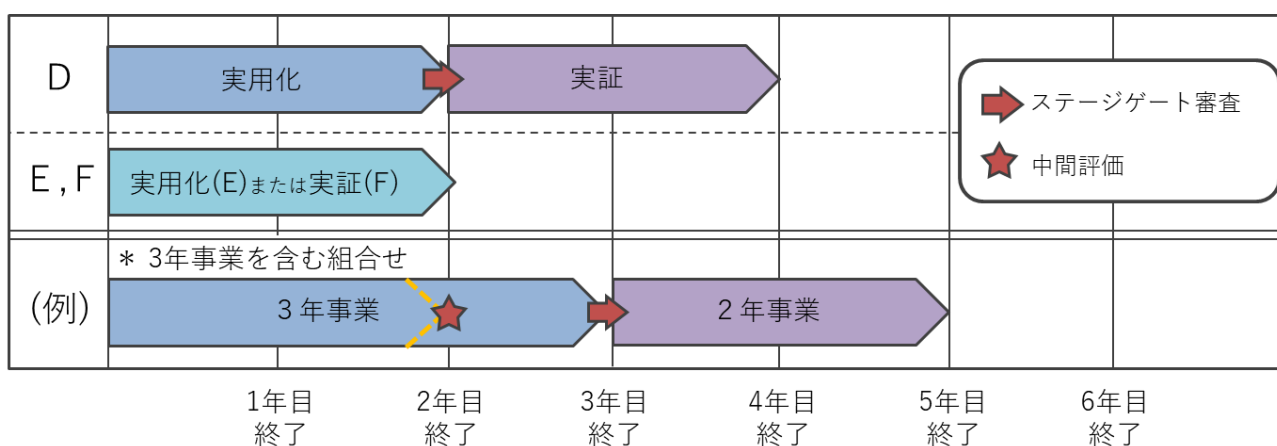
事業の進捗状況等によっては、「ステージゲート審査」「中間評価」とは別に外部有識者から構成する技術委員会を開催し、その評価結果等により非継続とする場合があります。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

応募タイプは下記3タイプから選択ください。

タイプD：「実用化開発」＋「実証開発」

タイプE：「実用化開発」

タイプF：「実証開発」



※実用化開発・実証開発は、他のフェーズと組み合わせる場合のみ事業期間1年での申請が可能です。

1-4. 事業規模

2022年度の事業規模：合計71.6億円

(重点課題推進スキーム及び既採択分、戦略的省エネルギー技術革新プログラム既採択分を含む)

1-5. 交付規程

本事業は、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に基づき実施します。

1-6. その他

(1) 本事業には、「中小企業技術革新制度 (Small Business Innovation Research)」が適用されます。この制度の詳細は、次のURLを参照してください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/index.html>

2. 応募要件

2-1. 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、企業、大学等の法人（原則、本邦の企業等で日本国内に開発拠点を有していること）であることが必要です。

- (1) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (2) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- (3) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

- (4) 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- (5) 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- (6) 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

2-2. 助成対象事業

- (1) 助成事業が、本事業の基本計画に定められている制度の目標に沿った開発を行うものであること。
- (2) 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。

※助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ*も含め、具体的に説明を求めることがあります。

*バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）

※当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況調査にご協力いただく場合があります。

※助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

2-3. 実施体制

- (1) 全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。
- (2) 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- (3) 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (4) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- (5) 大学等の単独提案は、原則として認めません。

2-4. 必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL／年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く提案していただく観点から、省エネルギー効果量が10万kL／年に満たない場合でも、下記の条件により提案可能とします。

※省エネルギー効果量の計算方法は＜添付資料3＞を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

[2040年度時点の省エネルギー効果量が10万kL／年に満たない場合]

提案技術の2040年度時点の省エネルギー効果量をX万kL／年とすると、各フェーズの上限額にX／10を乗じた金額が、1年度あたりに（ただし、実用化開発フェーズから提案し、本フェーズを事業期間1年とする場合は、2023年6月までの期間で）計上可能な技術開発

費上限となります。

[計上可能な技術開発費（上限）の計算例]

実用化開発フェーズ（技術開発費上限：3億円／年）の場合

提案技術の2040年度時点の省エネルギー効果量が5万kL／年とすると、1年度あたりに計上可能な技術開発費は3億円×5／10＝1.5億円となります。

【参考：種類別 等価エネルギー換算表】

原油	石炭 (輸入原料炭)	石油製品 (ガソリン)	都市ガス (都市ガス)	電力 (電力受電端発熱量)
10 万 kL	13.3 万 t	11.5 万 kL	9,600 万 m ³ -SATP	41,400 万 kWh

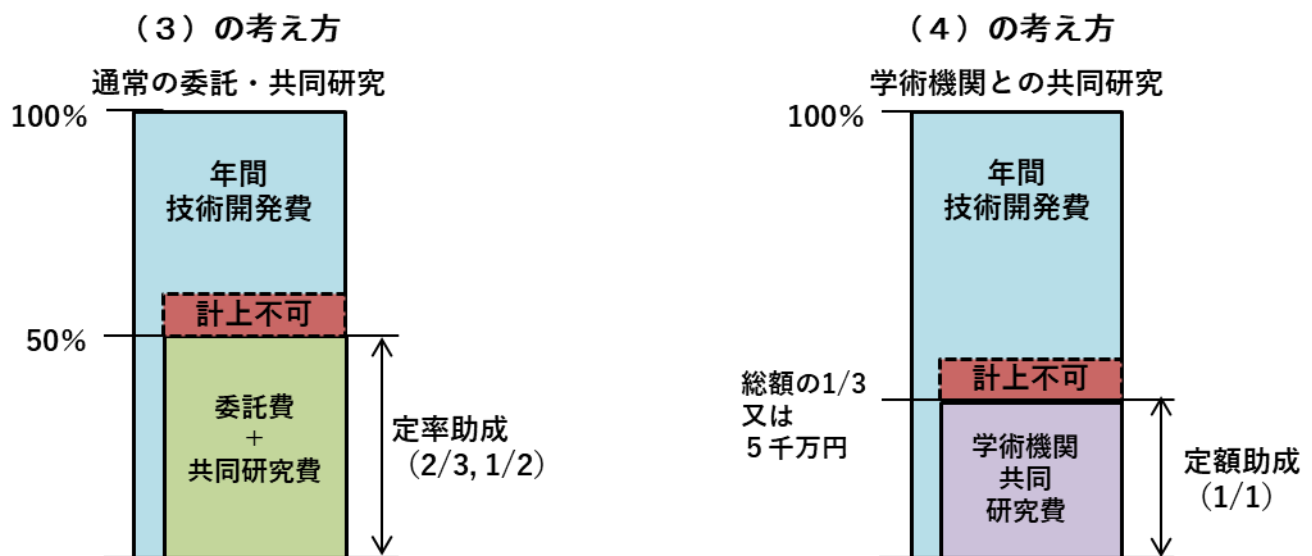
《注意》提案書に記載する省エネルギー効果量は、＜添付資料3＞の原油換算値（発熱量
1MJ＝原油2.58×10⁻⁵kL）を用いて記載してください。
また、（別表1）の発熱量一覧の値を使用してください。

2－5. 助成対象費用

- (1) 助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。
- (2) 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- (3) 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費（助成対象費用）の50％未満とすることが必要です。
- (4) 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成※します。
- (5) 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※ 「定額助成」とは当該経費に助成率は乗じないで助成することです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100％負担します）。助成事業者毎の年間技術開発費の1／3、又は5千万円のいずれか低い額が上限となります。定額助成の対象となる学術機関等に対する共同研究費の総額は、この上限を超過できません。

「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記（3）、（4）項の内容を図示すると、下記のとおりです。



2－6．助成率及び助成金の額

1－3．(3) 個別課題推進スキームにおける技術開発フェーズに示すとおりです。

3．提出期限及び提出先

3－1．省エネルギー効果量算定の事前確認について

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、NEDOの事前確認を受けることを強く推奨します。事前確認の際は、省エネルギー効果量の計算フォーマットを記入し、公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。

事前確認提出期限：2022年8月17日（水）正午（締め切りの1週間前）

3－2．提出期限

本公募要領に従って、以下の提出期限までにアップロードしてください。なお、郵送や持参等による提出は一切受け付けません。

提出期限：2022年8月24日（水）正午アップロード完了

※期限までにアップロードされなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「応募書類作成における注意事項」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせします。

3－3．提出先

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/qu2kwahk8ze>

4．応募方法

4－1．応募書類の提出方法及び提出時留意事項

「3－3．提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑦を入力し、⑧をアップロードしてくださ

い。 アップロードファイル名は、20 字以内を目安としてください。アップロードするファイルは、様式 1, 2 はエクセル形式、様式 3 はパワーポイント形式、それ以外のファイルは様式ごとに PDF 形式にしたうえで、一つの zip ファイルにまとめてください。

提案書を Web 入力フォームに登録した際には代表法人連絡担当者宛に提案書登録済のメールがシステムから自動送信されます。

■入力項目

- ①提案名(技術開発テーマ名)
- ②代表提案者法人番号
- ③代表提案者の e-Rad における所属研究機関コード
- ④代表提案者法人名称
- ⑤代表提案者法人連絡担当者氏名
- ⑥代表提案者法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑦代表提案者法人連絡担当者電話番号
- ⑧応募書類 ((1) 応募書類のアップロード)

(1) 応募書類

- ・ 提案書要約版 (様式 1、様式 2、様式 3)
- ・ 提案書本文 (様式 4)
- ・ 事業成果の広報活動について (様式 5)
- ・ 主任研究者の研究経歴書 (様式 6)
- ・ 利害関係の確認について (様式 7)
- ・ その他の研究費の応募・受入状況 (様式 8)
- ・ 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (様式 9) ※該当者のみ
- ・ e-Rad 応募内容提案書 (詳細は(2))
- ・ 会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
- ・ 直近の事業報告書
※作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを、Web 入力フォームにアップロードする zip ファイルにまとめて応募書類としてアップロードすること。
- ・ 財務諸表 (原則、円単位：貸借対照表、損益計算書)
※要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版を直近 3 期分提出すること。
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- ・ 当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料
- ・ チェック済の応募書類等提出時チェックシート

(2) 提出にあたっての留意事項

- ・ 応募書類は日本語で作成してください。
- ・ 様式不備による提案無効を防ぐため、提出前に必ず『応募書類等提出時チェックシート (2022年度追加公募版)』を用いてご確認ください。
- ・ 再提出は原則、受け付けません。万が一、提出した書類について差し替えが必要になった場合は問い合わせ先のメールアドレスまで差し替え後のファイルを送付してください

い。

- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限を迎え完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「2. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、時間に十分余裕をもって行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

なお、様式の指定がないものを除き、NEDOが定めた様式（NEDOの「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」のウェブサイトに掲載された個別課題推進スキームの様式）で作成してください。

4-2. 応募書類作成における注意事項

① 提案書要約版（様式1、様式2、様式3）

- ・ 代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。
- ・ e-Radにおける所属研究機関用ID（10桁（けた））を必ず記載してください。
- ・ 採択・不採択発表までに代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに問い合わせ先メールアドレスに連絡してください。
- ・ 提案書本文（様式4）の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 様式2は各1ページ以内で作成してください。
- ・ 様式3は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

② 提案書本文（様式4）

- ・ 必ず**20ページ以内**で記載してください。21ページ目以降は審査の対象としません。
- ・ 必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ・ ページ番号を下中央に印字してください。

③ 事業成果の広報活動について（様式5）

- ・ 事業の実施者には、NEDOと協力して効果的に情報発信することを了解していただきます。実施体制内のすべての法人（委託先、共同研究先を含む）が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

④ 主任研究者の研究経歴書（様式6）

- ・助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者（実施体制に含まれる全ての法人）について、研究経歴書に記載していただきます。
- ・1人1ページ以内で作成してください。
- ・技術開発責任者の場合は、様式内に明示ください。

⑤ 利害関係の確認について（様式7）

- ・「提案者名」、「提案テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えになる方がいらっしゃる場合も記載してください。

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階において、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから提案名、技術的なポイント、代表法人主任研究者、共同提案法人名及び主任研究者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する際の情報として、利害関係者に該当するとお考えになる方がいる場合には、利害関係者にご記載ください。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

⑥ その他の研究費の応募・受入状況（様式8）

- ・実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。
- ・研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合

は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。

⑦（該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式9）

- ・従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式9による表明書をご提出ください。
- ・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
- ・給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- ・複数提案者による提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみになります。
- ・表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。

4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ・提出された提案書を受理した際にはメールにて連絡します。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募受付期間内に、e-Radへ応募基本情報の登録を完了してください。

（e-Radポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>）

手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料4＞）

①所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。また実施体制内に複数研究機関が含まれる場合、それぞれの研究機関（所属研究機関）がe-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決め、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。

登録されると、ログイン用ID（11桁（けた））、所属研究機関用ID（10桁（けた））、パスワード及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きに2週間以上かかる場合があります。詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

②研究代表者（主任研究者）のIDの取得

所属研究機関の事務代表者が、電子証明が格納されたPCを用いてログインし、研究代表者（主任研究者）を登録してください。ログイン用ID（11桁（けた））、申請用研究者番号（8桁（けた））、及びパスワードを取得します。

③応募基本情報の入力と申請

技術開発責任者がe-Radのポータルサイトへログインし、公募内容に関する応募基本情報を入力してください。1提案につき1申請が必要です。

全ての入力と内容確認の終了後、プレビューボタンで応募内容提案書pdfファイルを作成・印刷してください。内容に誤りの無いことを確認した後、[実行]ボタンを押してください。[実行]ボタンを押すことで、e-Radへの応募申請が完結します。

「研究組織情報の入力」では、[研究代表者]欄に技術開発責任者を、[研究分担者]欄には実施体制に含まれる法人全ての主任研究者（技術開発責任者を除く）を入力してください。

また、応募基本情報の研究開発課題名、研究目的及び研究概要は、「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」の（様式4）で定める提案書本文の内容をまとめ、公表できる内容を記入してください。

なお、応募基本情報の詳細内容はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

④応募基本情報のNEDOへの提出

前記③で作成した応募内容提案書ファイル(pdf形式)を、他の応募書類とともにzipファイルに格納したうえで、NEDOへ提出してください。

注意 e-Radでの応募基本情報の入力において、電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等、やむを得ない事情によりe-Radへの電子申請が期限に間に合わない場合は、必ず事前に「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局に相談してください。

5. 公募説明会の実施

本事業の内容、応募に当たっての手続き及び提出していただく書類の記載方法等の説明会を、Webにて開催します。詳細は、NEDOの「2022年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 追加公募」のウェブサイトにてご確認ください。なお、応募に当たってWeb公募説明会への参加は必須ではありませんが、参加されることをお勧めします。希望者には個別のWebまたは対面での相談にも応じます。

6. 秘密の保持

- NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。提出された提案書は、助成する事業者を選定する審査のみに使用します。審査委員には守秘義務があります。
- 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書様式6の「主任研究者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方

法をもって速やかに廃棄します。

- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

7-1. 審査の方法

- (1) 外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- (2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- (3) 審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO から様式 1 に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は個別課題推進スキーム指定の様式（「2022 年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 追加公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。
- (4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- (6) 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

7-2. 審査基準

下表の審査項目及び審査内容に記載された観点から、審査を行います。

要件審査	
審査項目	審査内容
助成事業者としての適格性	・対象事業者（2-1. 助成対象事業者）にあてはまること。 ・助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。 ・助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
提案に係る妥当性	・提案の内容が本事業の目的等に合致していること。 ・算定されている国内の省エネルギー効果量が、本事業に応募するために必要な基準（2-4. 必要とされる省エネルギー効果量）を上回っていること。

提案内容（技術）審査	
審査項目	審査内容
省エネルギー効果量	・省エネルギー効果量の算出の考え方は妥当であるか。 等

重要技術等との関連性(加点)	・省エネルギー技術戦略に「重要技術」として設定された技術に関するものであるか。 等
改正省エネ法※との関連性(加点)	・非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化に資する技術であるか。 ・非化石エネルギーへの転換の促進に資する技術であるか。 ・ディマンドリスポンス等の電気の需要の最適化に資する技術であるか。
技術の独自性、優位性、革新性	・提案技術に独自性があるか。 ・提案技術に優位性があるか。また競合技術との比較等の根拠が示されているか。 ・提案技術に革新性があるか。 等
目標値の妥当性	・達成目標は、事業計画に基づいて、適切かつ定量的に設定されているか。 ・課題解決のための着眼点や手法、またそのスケジュールが具体的かつ優れているか。 等
電力需給緩和(加点)	・電力需要のピークカット、ピークシフトに効果的なものであるか。 等

※安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）

提案内容（事業化等）審査	
審査項目	審査内容
事業化シナリオの妥当性	・事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。 ・市場ニーズ等を把握しているとともに、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。 ・各フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。 ・経済性やコスト試算、成果物の「目標とすべき価格」が妥当で、普及までの環境（標準化、規制、知財、顧客）が整備され、社内承認を得たものか。 等
開発体制の妥当性	・技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることができる体制や、人員配置となっているか。 ・技術開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。 ・一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。 等
経済的波及効果等	・事業化により高い新規市場創出効果が見込まれるか。 ・国内だけでなく、海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。 等
社会的貢献度（加点）	・構造改革特区制度の活用を予定しているなど、社会の構造改革や地域の活性化等への貢献が期待できるか。 等

中小・ベンチャー企業（加点）	・当該提案は中小・ベンチャー企業が提案しているか。 ・提案者である中小・ベンチャー企業が、中心的な役割を果たしているか。
賃上げ表明企業（加点）	・給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は暦年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）か。 ・複数提案者による提案の場合、代表法人が表明しているか。

7-3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果を通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は2022年10月下旬を予定しています。
- (2) なお、採択にあたってはNEDOから条件を付す場合があります。
- (3) 採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。
- (4) 採択審査委員（評価者）の所属、氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- (5) 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

7-4. スケジュール

2022年

8月24日（水）正午……………公募締め切り

9月（予定）……………外部有識者による採択審査委員会

10月（予定）……………採択結果の決定及び通知

11月～12月（予定）……………交付決定・事業開始

8. 採択された場合の流れ及び注意事項

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定

(1) 交付申請書の提出

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出してください。なお、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意していただくことが必要です。

(2) 交付申請書作成に当たっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づくNEDO助成額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただくことが必要です。

(3) 交付決定

NEDOは交付申請内容を審査して、妥当と判断した場合に交付決定を行います。技術開発費助成の対象は、交付決定日以降です。

なお、交付決定時に、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等から直接ヒ

アリングをさせていただくことがあります。

(4) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をし、引き上げを実施しなかった場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社ウェブサイト等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

8－2. 助成事業の実施

(1) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(2) 交付に当たっての条件について

交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

(3) 禁止事項及び不正防止

本事業は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定）や、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）等に基づき、禁止事項及び不正防止策を定めています。

詳細は＜添付資料5＞を参照してください。

(4) 技術開発状況の進捗確認に対する協力をお願い

NEDOは、必要に応じて外部有識者等で構成する委員会を設置して、事業実施者が行う技術開発に必要な助言等を行います。このため、事業実施者に委員会への出席・報告等の協力を求めることがあります。

(5) 実績報告書の提出

年度毎に実績報告書を提出してください。また、事業全体が終了した際には、事業全体の期間に亘る実績報告書を、複数の技術開発フェーズに亘る場合には、技術開発フェーズの終了ごとに該当フェーズの報告書を提出してください。

(6) ステージゲート審査及び中間評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合には、次の技術開発フェーズに進む際には、ステージゲート審査を受ける必要があります。その審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか（技術開発上限の見直しを含む）、非継続とするかについてNEDOが決定します。なお、次の技術開発フェーズに進む場合には、NEDOから条件を付す場合があります。

また、3年及び4年の期間で事業を行う場合には、2年目終了前に中間評価を行い、その評価結果に基づいて継続か非継続かについてNEDOが決定します。実用化開発フェーズで5年の期間で事業を行う場合は、3年目終了前に中間評価を行います。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

- ・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前
- ・中間評価：3年及び4年事業の2年目終了前、

(7) 事業化計画などのヒアリング

中間評価・ステージゲート審査・事後評価（8－3．（2）参照）等のタイミングで、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等に直接ヒアリングをさせていただくことがあります。

(8) 国民との科学・技術対話

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果について、社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、事業期間中について、NEDOが主催や出展するイベントや展示会等において、実施中の進捗状況等を発表していただく場合があります。

また、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告してください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の1か月前までに報告してください。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。

③ 公開内容については、NEDOとの間で調整・合意のもと、両者が協力の上で効果的な情報発信を行うことに努めてください。

④ 本事業の発表・公開を行うにあたっては、特段の事情がある場合を除き、記載例を参考にし、その内容がNEDO事業の「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」による成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」において得られた成果を（一部）活用しています。」

（10）大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

（11）博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本事業においても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業において研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）については、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

（12）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

①我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型*に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニ

ュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認とともに、輸出の意思がある場合には管理体制の有無について確認を行います。なお、この確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（13）助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施してください。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須となります。

利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/nedopms.html>→『NEDOプロジェクトマネジメントシステム利用規約』）に同意の上、利用申請書を提出してください。

8－3. 助成事業の終了後

（1）事後評価の実施

助成事業終了後に事後評価を行いますのでご協力ください。

（2）企業化状況報告書等の提出

助成事業終了後の企業化に努めるとともに、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間（実用化開発フェーズで終了の場合、助成事業の完了年度の翌年度以降8年間、実証開発フェーズで終了の場合、助成事業の完了年度の翌年度以降7年間）の企業化状況報告書を年度ごとに提出してく

ださい。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等の提出を求める場合があります。

詳細は＜添付資料 2＞をご覧ください。

（３）収益納付について

助成事業の企業化等（企業化状況報告書）により、収益が生じたと認められたときは、助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間（実用化開発フェーズで終了の場合、助成事業の完了年度の翌年度以降 8 年間、実証開発フェーズで終了の場合、助成事業の完了年度の翌年度以降 7 年間）、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を N E D O に納付する必要があります。詳細は交付規程第 2 5 条を参照してください。

（４）取得した資産の取扱い

取得した資産は、助成事業者にも所有権があります。委託先・共同研究先で取得した資産についても同様です。ただし、助成金を適正に執行する観点から、該当する資産には、処分制限が設定されます（※）。これらの資産については、標示票（N E D O のロゴシール）を貼付し、管理台帳を備えて管理してください。また、これらの資産を、助成金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供しようとする場合、事前に N E D O の承認が必要となります（交付規程第 1 6 条）。

※ 処分が制限されている財産（処分制限財産）は、「取得価格が単価 5 0 万円以上（消費税抜）の財産」です。

（５）調査への協力

- ① 助成事業終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
 - ② 助成事業終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、＜添付資料 6＞をご覧ください。
- また、特許等の取得状況調査についてもご協力いただく場合があります。

9. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては公募説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の 1 7 時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

N E D O 省エネルギー部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

＜e-Rad ヘルプデスク： Tel: 0570-066-877 9:00～18:00（平日）＞

1 0. N E D O 事業に関する業務改善アンケート

N E D O では事業に関する業務改善アンケートを受け付けております。ご意見・ご要望がある場合には、下記の「7. N E D O 事業に関する業務改善アンケート」にて記載の上、ご提出ください。なお、内容については、本事業以外の N E D O 事業に関することでも構いません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

1 1. その他

NEDO公式 Twitter (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter にて確認できますので、是非ご活用ください。

<添付資料 1>

「重要技術」一覧

エネルギー転換・供給部門		
分野	重要技術課題	内容
高効率電力供給	(1) 柔軟性を確保した系統側高効率発電	天然ガスや石炭等を燃焼し、ガスタービンや蒸気タービンの回転動力を電力に変換する系統側高効率技術。 再生可能エネルギー本格導入に向けて調整力及び予備力を更に確保するための発電機起動計画・出力制御技術等を含む。
	(2) 柔軟性を確保した業務用・産業用高効率発電	系統の需給調整力・予備力となり、経済的に自立可能な業務用・産業用高効率発電技術。 ガスエンジンやガスタービン、固体酸化物形燃料電池（SOFC）等。
	(3) 高効率送電	発電した電力を高効率に送電する技術。 高電圧直流送電（HVDC）、超高圧送電（UHV）、超電導送電、洋上送電、ダイナミックラインレーティング（DLR）等。
	(4) 高効率電力変換	電力変換時のエネルギー損失削減のための技術。 変圧器・遮断器等への高効率パワーエレクトロニクス適用、直流給電システム等。
	(5) 次世代配電	電圧等を適正範囲内に制御しながら再生可能エネルギーの本格導入やBEV、PHEV等の導入を側面支援する配電側の技術・システム。
再生可能エネルギーの有効利用	(6) 電力の需給調整	エネルギーシステム全体で電力需給を調整、最適化し、あらゆる場面でのエネルギーロスを削減する技術。 電力の供給側を調整するエネルギー貯蔵・変換技術、電力の需要側を調整するデマンドレスポンス、エネルギーマネジメントシステムによる電力需給最適化等。
高効率熱供給	(7) 地域熱供給	一定地域に高効率に熱を供給する技術・システム。 熱輸送導管等によるオンライン熱輸送、蓄熱技術等を駆使して比較的長距離で熱輸送を行うオフライン熱輸送。
	(8) 高効率加熱	熱発生に係る化石燃料使用量削減のための高効率加熱技術。 電気加熱、燃焼加熱、蒸気加熱等。
熱エネルギーの有効利用	(9) 熱エネルギーの循環利用	産業部門を中心として環境中に排出されている熱エネルギーの循環利用に資する技術。 圧縮式・吸収式・吸着式ヒートポンプ、蒸気回収再生圧縮（VRC）等。

	(10) 排熱の高効率電力変換	排熱を電力変換する技術。 熱電変換モジュール、スターリング発電、オーガニックランキンサイクル（ORC）システム等。
	(11) 熱エネルギーシステムを支える基盤技術	熱エネルギーを効率的に削減・回収・再利用し、エネルギー損失を削減する共通基盤技術。 熱電変換技術、断熱技術、遮熱技術、熱交換技術、蓄熱技術等。

産業部門		
分野	重要技術課題	内容
製造プロセス省エネ化	(1) 革新的化学品製造プロセス	エネルギー使用量の削減に加え、燃料、熱、電気等の有効利用を考慮した、エクセルギー損失の最小化を目指した化学品製造プロセス。 膜分離、人工光合成、非可食バイオマス利活用、フロー精密合成等。
	(2) 革新的製鉄プロセス	主に高炉のエネルギー効率向上等により製鉄プロセスの省エネルギー・CO2 削減を図る技術。水素還元等プロセス技術、フェロコックス技術等。
	(3) 熱利用製造プロセス	熱を利用する製造プロセスを高効率化する技術。ヒートポンプ技術、電気加熱法等。
	(4) 加工技術	生産加工の共通基盤技術の高度化により、省エネルギーを実現する技術。 レーザーや三次元積層造形技術を用いた部材加工技術、動力技術等。
	(5) IoT・AI 活用省エネ製造プロセス	工場内の生産ラインの稼働状況やエネルギー消費状況のモニタリングから最適化制御を行う技術。センシング技術、統合制御技術等。
	(6) 革新的半導体製造プロセス	多品種生産に対応した生産システムの効率化等、半導体製造のエネルギー消費量を削減する技術。

家庭・業務部門		
分野	重要技術課題	内容
ZEB/ZEH・LCCM 住宅	(1) 高性能ファサード技術	住宅・建築物の外皮性能向上に資する技術。 負荷低減技術、自然エネルギー利用技術、外皮性能可変技術、省エネ改修技術等。
	(2) 高効率空調技術	住宅や建築物で利用される空調（冷暖房）を高効率で実現する技術。 熱源機、熱媒輸送、外気処理等、ライフサイクル改修技術、未利用熱利用技術等。
	(3) 高効率給湯技術	住宅や建築物で利用される給湯を高効率で実現する技術。 熱源機・改修を容易にする機器設計、ライフサイクル改修技術、未利用熱利用技術等。

	(4) 高効率照明技術	LED 照明や有機 EL 照明等の照明器具単体の効率向上を図る技術。 昼光利用、タスクアンビエント照明、センサ等の照明システムの効率向上に係る技術、制御技術、昼光との連動最適化技術も対象。
	(5) 快適性・生産性等と省エネを同時に実現にする新たなシステム・評価技術	暮らしやすさ・働きやすさなどの人間生活 (QOL) の質を向上させるシステムや評価技術。 。関連する環境・人的データを取得するための IoT/センシング技術等も対象。
	(6) ZEB/ZEH・LCCM 住宅の設計・評価・運用技術、革新的エネルギーマネジメント技術 (xEMS)	設計時・仕様変更時等の評価に用いる技術、住宅・建築物・コミュニティ・地域・都市のシステム全体のデータを取得・蓄積し、統合化・最適化する技術。
	(7) 省エネ型データセンター	省エネルギー型データセンターを構成する ICT 機器 (サーバー、ストレージ等)、付帯設備 (空調、電源等)、デバイス (プロセッサ等) 等の省エネ型機器、運用管理技術 (仮想化技術等)。
省エネ型情報機器・システム	(8) 省エネ型広域網・端末	広域網及び端末での省エネ型の情報処理技術、情報通信機器。 エッジ/フォグコンピューティング等による低遅延化かつデータセンタへの負荷を軽減する技術、ディスプレイ、PC 等の機器自体の低消費電力化技術等。

運輸部門		
分野	重要技術課題	内容
次世代自動車	(1) 内燃機関自動車/ハイブリッド車性能向上技術	内燃機関自動車/ハイブリッド車の燃費向上に資する技術。
	(2) プラグインハイブリッド車 (PHEV)/電気自動車 (BEV) 性能向上技術	プラグインハイブリッド車 (PHEV)/電気自動車 (BEV) の燃費向上に資する技術。
	(3) 燃料電池車 (FCEV) 性能向上技術	燃料電池車 (FCEV) の燃費向上に資する技術。
	(4) 内燃機関自動車/ハイブリッド車 (重量車) 性能向上技術	内燃機関自動車/ハイブリッド車 (重量車) の燃費向上に資する技術。 長距離走行が多くかつ車両重量が重く使用期間が長いことに対する技術が対象。
	(5) PHEV/BEV/FCEV (重量車) 性能向上技術	重量車の PHEV/BEV/FCEV 化及びその燃費向上に資する技術。
	(6) 車両軽量化技術	車両の燃費に大きく影響する車両重量を低減する技術。全ての車両に適用可能。
	(7) 次世代自動車インフラ	次世代自動車の普及に資する、インフラ関連技術。 PHEV/BEV 向け充電ステーションや走行中給電技術、FCEV 向け水素ステーションに係る技術等。

ITS・スマート物流	(8) 自動走行システム	車載センサーにより周辺環境を認識しながらシステムが車両を制御し効率的な走行を実現したり、先頭車両との協調による短車間での隊列走行により後続車両の空気抵抗を低減し、省エネルギーを図るシステム。
	(9) 交通流制御システム	ITS(Intelligent Transport Systems)のうち、V2X や VICS を用いた交通流制御により渋滞を緩和し、省エネルギーを図るシステム。
	(10) スマート物流システム	荷物情報と輸送機関・物流結節点等における荷役設備・倉庫などの保管設備等の情報を通信技術により総合的に連携・制御するシステム、構成機器等に係る技術。

部門横断		
	重要技術課題	内容
	(1) 革新的なエネルギーマネジメント技術	機器を活用し、需要側のエネルギー消費の全体統合、最適化制御するための技術。HEMS、BEMS、FEMS、CEMS、GEMS 等。
	(2) 高効率ヒートポンプ	低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。高効率空調技術、高効率給湯技術、地中熱・河川熱・下水熱・工場廃熱等の未利用熱利用、熱エネルギーの循環利用、熱発生 of 電化、需要側での需給・周波数調整等に関わる。
	(3) パワーエレクトロニクス技術	電力工学、電子工学及び制御工学の技術を総合した電力変換及び電力開閉に関する技術分野。電力を直流から交流、交流から直流に変換したり、周波数や電圧を変えることができ、エネルギー、産業、運輸などに共通する基盤となる技術。
	(4) 複合材料・セラミックス製造技術	炭素繊維、セルローズナノファイバー(CNF) 等の複合材料やセラミックスの製造の高度化、製造エネルギーの削減に資する技術。

<添付資料 2>

「助成事業」のポイント

項 目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、N E D O がその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8－3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属 （含む知財）	助成事業者
研究開発体制	N E D O ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の 事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 N E D O の承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における 期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、N E D O の承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にN E D O に報告、また資産標示票（N E D O のロゴシール）を貼付
N E D O の支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8－3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間）は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

【参考：収益納付額について】

①収益納付額算定式について

「助成事業に係る当該年度収益額」	「助成金寄与度」
(※4)	(※5)

(※4) 助成事業に係る当該年度収益額＝営業利益×(助成事業対象部分売上／売上高)

「助成事業に係る当該年度収益額」は、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が対象となります。算定に当たって根拠となる資料(助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料)を添付してください。

(※5)単年度生産コストベース(Ⅰ)を基本とし、累積投資ベース(Ⅱ)の考え方も可とします。なお、累積投資ベースによる考え方を希望する場合はNEDO担当部にご相談ください。なお、年度毎により、ⅠとⅡを変更することはできません。

Ⅰ. 助成金寄与度＝(助成金確定額の1／5)／各年度に要したコスト^{注1}

注1 各年度の助成事業に係る売上原価及び販管費を売上高に占める助成事業の売上高の割合を乗じて算出し、助成期間中の自己負担額の1／5及び助成金確定額の1／5を加算

※実用化開発フェーズの場合は、上記の1／5を1／8に、実証開発フェーズは、1／5を1／7に読み替えてください。

Ⅱ. 助成金寄与度＝助成金確定額／助成対象費用^{注2}

注2 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスの確認を求めます。

②収益額が少額の場合の取扱いについて

助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の1％に満たない場合は、収益納付対象外とします。

③中小企業を対象とした特例について

財務基盤が比較的脆弱なものが多いと考えられることを踏まえ、経常収支の状況も考慮して収益納付を求めます。助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合には、経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付を猶予することができます(免除ではありません)。助成先は、納付猶予申請書(様式第21)をNEDOに提出し、承認を受ける必要があります。納付の猶予を必要とする場合には、あらかじめNEDO担当部にご相談ください。

【参考：財産処分制限について】

- ① 処分が制限されている財産は、「取得価格が単価50万円以上(消費税抜)の財産」です。
- ② 処分を制限する期間(取得年月日からの年数)は、「昭和53年通商産業省告示第360号」を準用する旨、交付規程に定められています。

(2) 処分制限期間

対象となる助成事業は、原則として「昭和53年通商産業省告示第360号」に事業名の定めがありませんので、その場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」において、「耐用年数」を「処分制限期間」と読み替えて適用します。

(参考)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(抄)(昭和40年大蔵省令第15号)

別表第6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表(抜粋)[※]

種類	細目	耐用年数(年)
建物及び建物 附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	五
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
工具		四
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四
ソフトウェア		三

「処分制限期間」と読み替え

※ この表にないものは、省令別表第1、第2等に拠ります。

<添付資料 3>

省エネルギー効果量の算出方法

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$2040\text{年時点の省エネルギー効果量} = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：2040年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

また事業化シナリオで想定しているユーザーの数(販売等に係る見込み)などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- ・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。
この場合、発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL(※)としてください。
※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。
- ・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別標準発熱量のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量(8.562MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量(9.370MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意願います。
- ・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意願います。
- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください(特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください)。
- ・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量算定様式

- ・公募資料の中に、省エネルギー効果量の計算に用いるフォーマットを掲載しております。そのフォーマットに基づいて、算定した省エネルギー効果量を提案書に記載ください。

●省エネルギー効果量の事前確認について(再掲)

- ・省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、NEDOの事前確認を受けることを強く推奨します。事前確認の際は、省エネルギー効果量の計算フォーマットを公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。

(別表1)

[エネルギー源別標準発熱量一覧表]

「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数一覧表」

(https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/carbon.html) より引用

[本表]				標準発熱量(総発熱量)		
				2020年1月改訂		
			計量単位	2018年度 標準発熱量	(参考)	
				MJ/計量単位	ノルマル状態	kcal/計量単位
石炭	石炭	輸入原料炭	kg	28.74		6,866
		コークス用原料炭	kg	28.88		6,900
		吹込用原料炭	kg	28.26		6,750
	石炭製品	輸入一般炭	kg	26.08		6,231
		輸入無煙炭	kg	27.80		6,642
		コークス	kg	29.01		6,930
石油	原油	NGL・コンデンサート	L	34.79		8,312
		石油製品	kg	50.08		11,963
	石油製品	LPG	L	33.31		7,957
		ガソリン	L	33.36		7,970
		ジェット燃料油	L	36.30		8,672
		灯油	L	36.49		8,718
		軽油	L	38.04		9,088
ガス	可燃性天然ガス	輸入天然ガス(LNG)	kg	54.70		13,068
		国産天然ガス	m3	38.38	42.45	9,168
	都市ガス	都市ガス ※2	m3	39.96	44.20	9,547
電力	発電時	発電端投入熱量	kWh	8.562		2,045
	消費時	電力発生熱量	kWh	3.600		860
		受電端投入熱量	kWh	9.370		2,238
熱	消費時	100℃飽和蒸気発生熱量	kg	2.573		615

[注] 機器の消費電力を熱量換算する場合は、上記の電力受電端投入発熱量を使用してください。

〔参考値表〕						
					標準発熱量(総発熱量)	
					2020年1月改訂	
			計量単位		2018年度 標準発熱量	(参考)
					MJ/計量単位	ノルマル状態 kcal/計量単位
石	炭					
		国産一般炭	kg	24.25		5,792
		褐炭・亜炭	kg	標準発熱量廃止)		
		輸入一般炭				
		発電用輸入一般炭	kg	26.08		6,231
		練豆炭	kg	標準発熱量廃止)		
		コールタール	kg	37.26		8,900
		発電用高炉ガス	m3	3.451	3.817	824
石	油					
		原油				
		発電用原油	L	39.50		9,436
		瀝青質混合物	kg	22.44		5,361
		LPG				
		純プロパンガス	kg	50.32		12,021
		純ブタンガス	kg	49.43		11,809
		ガソリン				
		プレミアムガソリン	L	33.75		8,062
		レギュラーガソリン	L	33.31		7,957
		改質生成油	L	33.75		8,062
		ジェット燃料油				
		ジェット燃料油(ガソリン型)	L	35.43		
		ジェット燃料油(灯油型)	L	36.54		
		B重油	L	40.40		
		C重油				
		発電用C重油	L	41.63		9,944
		アスファルト	kg	40.00		9,555
		電気炉ガス	m3	7.528	8.326	1,798
		硫黄	kg	9.255		2,211
ガ	ス					
		輸入天然ガス(気化LNG)	m3	39.26	43.42	9,378
		水溶性ガス田ガス	m3	35.51	39.27	8,483
		油田随伴ガス・他ガス田ガス	m3	39.00	43.13	9,316
		炭鉱ガス	m3	標準発熱量廃止)		
		都市ガス				
		12A・13A供給	m3	標準発熱量廃止)		
		LPG直接供給	m3	95.45	105.56	22,801
再生可能・未活用エネルギー						
		黒液	kg(絶乾)	13.61		3,251
		廃材	kg(絶乾)	17.06		4,076
		木材	kg(絶乾)	13.21		3,155
		バイオエタノール	L	23.42		5,595
		バイオディーゼル	L	23.42		5,595
		バイオガス	m3	21.16	23.40	5,054
		廃棄物ガス	m3	21.16	23.40	5,054
		廃タイヤ	kg	33.20		7,931
		廃プラスチック	kg	29.30		6,999
		RPF: Refuse Paper and Plastic Fuel	kg	26.88		6,421
		RDF: Refuse Derived Fuel	kg	18.00		4,300
		注) 数値は原則全て「総発熱量(Gross Calorific Value)」を示す				
		2012年度迄は 気体は原則全て 0℃ 1気圧(ノルマル状態)、液体は常温、固体は全て「有水有灰」状態での数値を示す				
		2013年度以降は 気体・液体は原則全て 25℃ 1 bar (標準環境状態 SATP)、固体は全て「有水・有灰」状態での数値を示す				
		なお、参考として気体エネルギーの0℃ 1気圧(ノルマル状態)の総発熱量を示す				
		※1 圧力想定の変更に伴い、2013年度気体エネルギー源の標準発熱量を遡及改訂した(2020年1月)				
		※2 都市ガスには、熱量調整されていないものを含む				

<添付資料 4>

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募手続きの流れについて

e-Rad ポータルサイトにおいてシステム利用規約を確認の上、下記マニュアルを参照し応募手続きをしてください。

○e-Rad 研究機関向け操作マニュアル https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

○e-Rad 研究者向け操作マニュアル https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

1. 提案者ごとに所属研究機関を登録

各所属研究機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて）郵送にて行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。**



システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル



2. 研究代表者(主任研究者)情報の登録（所属研究機関ごとに実施）

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究代表者（各研究機関で代表となる研究者）を登録し、研究代表者用 ID（ログイン用 ID と登録用 ID があります）、パスワードを発行させます。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル



3. 応募基本情報の入力と申請（技術開発責任者が実施）

e-Rad 上で応募基本情報を入力し、「応募情報登録確認」画面で確認を行います。また提案書プレビューボタンで応募内容提案書 PDF を生成し、全ページ分を印刷してください。内容に誤りの無いことを確認した上で「実行」ボタンを押し応募基本情報の申請をします。

参照マニュアル：研究者向けマニュアル

<添付資料 5>

禁止事項及び不正防止について

1. 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

本事業の申請者、研究者において、「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

注1：「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

注2：「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募

内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月２７日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省または NEDO から照会を行うことがあります。

【参考】

- ・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

2. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※１）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成１６年４月１日１６年度機構達第１号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※２）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- （※１）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

- （※２）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブページ

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の交付決定に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

3. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※3) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください。：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※4) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください。：NEDOウェブサイト

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ②不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- ④府省等の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

4. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1 3 1 0 番 ミューザ川崎セントラルタワー
電話番号 : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 3 1
FAX番号 : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 3 3
電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

URL : 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

(電話による受付時間は、平日 : 9 時 3 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分、1 3 時 0 0 分 ~ 1 8 時 0 0 分です。)

<添付資料 6 >

追跡調査・評価の概要

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム等で実施した開発成果のその後を把握するため、テーマ実施者に対し、テーマ終了後 6 年後までの動向についてアンケートやヒアリングを実施しております。また、本事業では、エネルギー消費量を 2040 年度に原油換算で 1,400 万 kL 削減することを目標としており、また事業終了後 3 年以内に 55% の実用化率を目指しており、その達成状況を把握するため、開発成果の実用化状況及び開発成果による省エネルギー効果については、テーマ終了後 6 年後以降も簡易なアンケート等を実施する予定です。本調査・評価への協力については、交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関するご質問は、下記までお願い致します。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 省エネルギー部 総括グループ TEL：044-520-5180 E-mail：shouene-followup@nedo.go.jp